

～日ごろの対策・訓練で大地震に備える～ 市総合防災訓練を開催します

南海トラフ巨大地震等の大規模地震災害はいつ起きてもおかしくないとされています。そのため、日ごろから対策・訓練を行い、大地震に備えることがとても大切です。

本年も災害対応力及び防災意識の向上を目的とし、市を始め防災関係機関を対象とした訓練を行います。この訓練は市民の方にも参加していただけます。

また、炊き出し訓練によるカレーライス等の試食もありますので、ぜひご参加ください。

※当日は手話通訳者も参加します。



と き 9月6日(土) 午前8時30分～11時30分
と ころ みずとびあ庄内(庄内川水防センター)及び庄内川河川敷

訓練内容 ○避難訓練 ○炊き出し訓練
○トリアージ・応急救護訓練
○ヘリコプターによる人命救助訓練 など



ヘリコプターによる人命救助訓練では、地上付近までヘリコプターが降下します。

また、ヘリコプター搭乗者による拡声器を用いたアナウンス訓練も行います。これらの訓練に伴い、当日は風や音の影響が出ると思いますが、ご理解とご協力をお願いします。

◎予知対応訓練

午前8時15分に予告放送を、午前8時30分に防災行政無線によるサイレンの吹鳴及び広報訓練などを行います。あらかじめご了承ください。

～各家庭でサイレンが聞こえたら～

身の安全の確保、家族の安否確認、火の始末及び正しい情報の入手に努める訓練を行ってください。



※前日の訓練準備及び当日の訓練、片付けでは、車両等の出入りが多くあり危険です。そのため**9月5日(金)・6日(土)は、みずとびあ庄内敷地内道路の一部を終日通行止め**とします。ご理解とご協力をお願いします。

■問合せ 防災行政課(本庁舎)



第13回 新川やると祭 参加者募集!!

と き 10月4日(土)
ところ 県道助七西田中線
(東須ヶ口交差点から
東外町交差点までの間)

【募集内容】

●「やると祭総おどり」

まつりのテーマ曲「やると祭」にあわせ、会場から溢れる熱気の中踊ってみませんか。

今年も仮装大賞のほか、様々な賞を設けていますので、ぜひ賞をめざして頑張ってください!

と き 10月4日(土) 午後6時から



●「やるとステージ」

市内で活動するグループの方、音楽やダンスなどをステージで披露してみませんか。

と き 10月4日(土) 午後1時から
持ち時間 15分以内(入退場含む)

※応募者多数の場合には、新川やると祭委員会出演者の調整をさせていただきます。

※出演順については、9月上旬に行われる説明会で抽選により決定します。



【参加申込受付】

8月1日(金)から産業課(本庁舎)窓口で、参加者の申込受付を行います。

申込場所 新川やると祭委員会事務局

申込締切 8月15日(金) 午後5時まで

■申込・問合せ 新川やると祭委員会事務局(産業課[本庁舎]内)

税だより



住宅の省エネ改修工事に伴う 固定資産税減額のお知らせ

平成20年1月1日以前に建てられた住宅（賃貸住宅を除く。）で、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に一定の省エネ改修工事が行われた住宅について、翌年度分の固定資産税の税額（120平方メートル相当分）が3分の1減額されます。

要件 窓の断熱改修工事又はその工事を併せて行う床、天井、外壁の断熱改修工事で費用が50万円超のもの。

申請方法 改修工事後3か月以内に、工事明細書及び領収書の写し、現行の省エネ基準に適合した住宅であることの証明書等の関係書類を添付して税務課（本庁舎）へ提出してください。

問合せ 税務課（本庁舎）

個人事業税第1期分の納税をお忘れなく

個人事業税は、個人で事業を営む方の所得にかかる税金です。

第1期分の納期限は9月1日（月）です。8月中旬に県から納税通知書をお送りしますので、最寄りの金融機関、コンビニエンスストア又は県税事務所まで納付してください。

ペイジー（Pay-easy）に対応しているインターネットバンキング又はATMを利用して納付することもできますので、ぜひご利用ください。ただし、領収証書が発行されません。領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口で納付書により納付してください。

詳しくは、県総務部税務課ホームページをご覧ください。

口座振替をご利用ください

納税には、便利で安全な口座振替の制度もあります。ご希望の方は預（貯）金口座にご使用の印鑑及び預金通帳をお持ちのうえ、取引をされている金融機関の窓口で手続きをしてください。（ただし、お申し出の時期によっては、第2期分からの取扱いとなる場合があります。）

問合せ

愛知県名古屋北部県税事務所
県民税・事業税第1グループ
☎052-533-63004
(ダイヤルイン)

県総務部税務課ホームページ
<http://www.pref.aichi.jp/zeimu/>

税の公平性と延滞金

■問合せ 収納課（本庁舎）

<税の公平性>

市税は、市の様々な事業を行うための費用を所得や資産の状況に応じて、皆様に公平に負担していただいているものです。

市税には、それぞれ納期限が定められており、その納期限内に納付することになっています。**納期限を過ぎますと延滞金を納めていただく**こととなります。

収納課収納担当では、納期限内に納付された方と納期限内に納付がなかった方との不公平をなくし、税負担の公平性を実現するため、適切な滞納整理を行っています。

<延滞金の計算方法>

納期限内に税金の納付がなかった場合、納期限内に納税した方との公平性を図るため、納期限の翌日から完納をした日までの期間の日数・延滞金の割合に応じて計算されます。

平成26年1月1日以降は、「年14.6パーセント」と「特例基準割合（※）+7.3パーセント」の低い方の割合で計算され、平成26年は年利9.2パーセントで計算されます。

ただし、納期限の翌日から1か月を経過するまでの日は、「年7.3パーセント」と「特例基準割合+1.0パーセント」の低い方の割合となり、平成26年は年利2.9パーセントで計算されます。

※特例基準割合とは…

財務大臣が、前年の12月15日までに告示する割合（国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の前々年の10月から前年9月までの各月における年平均）に、1パーセントを加算した割合です。

- 税金を納期限までに納税できない場合は、そのまま放置しておかず、早めに収納課（本庁舎）へご相談ください。
- 税金は、最寄りの金融機関、コンビニエンスストア又は市役所で納めることができます。
- 納税・納付には、納め忘れが無い便利な口座振替をご利用ください。

～ 交通事故^{ゼロ}のまちを目指して ～

「清須市交通安全条例」に飲酒運転の根絶と高齢者の交通事故防止の規定が6月に追加されました。市民の皆様には交通事故防止についてより関心を持っていただくため、シリーズ化をしてお知らせします。

シリーズ1 飲酒運転の罰則等について

■問合せ 防災行政課(本庁舎)

飲酒運転の罰則・行政処分

※運転者以外の方も処罰の対象です!

酒酔い運転

罰則 5年以下の懲役
又は100万円以下の罰金
行政処分 免許取消し 点数 35点 (欠格期間 3年)

酒気帯び運転

罰則 3年以下の懲役
又は50万円以下の罰金
①体内にアルコールが呼気1ℓ中0.25mg以上
行政処分 免許取消し 点数 25点 (欠格期間 2年)
②体内にアルコールが呼気1ℓ中0.15mg以上0.25mg未満
行政処分 免許停止 点数 13点 (停止期間 90日)

飲酒検知拒否

罰則 3か月以下の懲役
又は50万円以下の罰金

ハンドルキーパー運動

 自動車仲間と飲食店などに行く場合、仲間同士や飲食店の協力を得て酒類を飲まない人(ハンドルキーパー)を決めて、その人が酒を飲まず、仲間を安全に自宅まで送り届けるという運動です。

まだいるの 飲んで乗る人 飲まず人
**自動車運転代行サービス
をご利用ください**

 飲酒などの理由で自動車の運転ができなくなった人の代わりに運転して、自動車を目的地(主に依頼者の自宅)に送るサービス。「代行運転」とも呼ばれています。

同乗者

①運転手が酒酔い運転の場合
罰則 3年以下の懲役
又は50万円以下の罰金
行政処分 免許取消し又は停止処分の対象

②運転手が酒気帯び運転の場合
罰則 2年以下の懲役
又は30万円以下の罰金
行政処分 免許取消し又は停止処分の対象

車両の提供者

※酒気を帯びている者に車両を提供する
①運転手が酒酔い運転の場合
罰則 5年以下の懲役
又は100万円以下の罰金
行政処分 免許取消し又は停止処分の対象

②運転手が酒気帯び運転の場合
罰則 3年以下の懲役
又は50万円以下の罰金
行政処分 免許取消し又は停止処分の対象

酒類の提供者

※車両を運転するおそれのある者に酒類を提供する
①運転手が酒酔い運転の場合
罰則 3年以下の懲役
又は50万円以下の罰金
行政処分 免許取消し又は停止処分の対象

②運転手が酒気帯び運転の場合
罰則 2年以下の懲役
又は30万円以下の罰金
行政処分 免許取消し又は停止処分の対象

※愛知県警察ホームページより抜粋

市議会議員欠員に伴う

繰上当選のお知らせ

平成26年4月20日執行の清須市議会議員一般選挙で当選した議員に欠員が生じたことに伴い、6月27日(金)に選挙会を開催し、次点であった常川則雄(つねかわのりお)氏を、繰上当選人と決めました。

問合せ

市選挙管理委員会事務局
〔防災行政課(本庁舎)内〕

「臨時福祉給付金」、
「子育て世帯臨時特例給付金」、
「子育て支援減税手当」の
申請受付が始まりました



平成26年4月からの消費税率の引上げに伴い、所得の低い方・子育て世帯の負担を緩和するため、臨時的な給付金等を支給します。対象となる可能性のある方には、7月下旬に申請書等を送付しています。(公務員の方は勤務先から配布されます。)

受給するためには、申請が必要です。必ず申請期限までに申請してください。

申請期限 10月31日(金)

※対象者等の詳細は、広報8月号
に同封の折込みチラシや市ホームページ

ホームページをご確認ください。

問合せ

- 「臨時福祉給付金」について
社会福祉課(清洲庁舎)
- 「子育て世帯臨時特例給付金」、
「子育て支援減税手当」について
子育て支援課(清洲庁舎)

ご質問ですか? 検察審査会

交通事故、詐欺、おどしなどの犯罪の被害にあい、警察や検察庁に訴えたが、検察官がその加害者を起訴してくれなかった(不起訴処分といいます)。このような時に、訴えたい方は検察審査会に審査申立ができます。

検察審査会では、選挙権を有する一般国民の中から「くじ」で選ばれた11人の検察審査員により、検察官が加害者を起訴しなかったこととのよしあしを審査します。

問合せ

名古屋第一・第二検察審査会事務局
名古屋市中区三の丸一丁目7番5号
名古屋簡易裁判所別館庁舎内
☎052・203・2423

寄付をいただきました

公益財団法人

煎茶道方円流愛知支部 10万円

社会福祉事業に有効に使わせていただきます。ご厚意に感謝し、厚くお礼申し上げます。

市国民健康保険から

便利な口座振替のご案内



国民健康保険税を納付書でお支払いされている方へご案内です。

安心確実、便利な**口座振替**をご利用いただけますと、保険税のお支払いに向くわずらわしさがなくなり、お支払いのうっかり忘れや納付書を紛失してしまう心配もなくなります。ぜひご利用ください。

口座振替は、次の金融機関で行っています。

三菱東京UFJ銀行、十六銀行、愛知銀行、中京銀行、大垣共立銀行、名古屋銀行、中日信用金庫、いちい信用金庫、岐阜信用金庫、瀬戸信用金庫、西春日井農業協同組合又はゆうちょ銀行(愛知・岐阜・三重・静岡県内)

「口座振替依頼書・自動払込利用申込書」は市内の金融機関各支店等にありますが、その他の支店等に依頼する場合は、収納課(本庁舎)、西枇杷島支所、清洲支所又は春日支所にて依頼書をお渡します。必要事項を記入、押印(通帳印)のうえ金融機関へ依頼してください。

問合せ 保険年金課(本庁舎)

全国消費実態調査にご協力ください!



平成26年度全国消費実態調査を実施します。調査対象となる世帯には、8月下旬に統計調査員が伺いますので、調査票の記入をお願いします。調査票に記入していただいた内容については、統計法に基づき秘密が厳守されますので、正確にご記入ください。

※調査員は、身分証明書(調査員証)を携帯しております。不審と思われる場合は、身分証明書を提示させるなどご注意ください。企画政策課(本庁舎)までご連絡ください。

■問合せ 企画政策課(本庁舎)

後期高齢者医療のお知らせ

75歳(一定の障がいのある方は65歳以上)の方が、医者にかかるときは、後期高齢者医療被保険者証を窓口に出します。このうち保険証には、「1割」又は「3割」自己負担の割合が記載されています。

自己負担割合について

現役並み所得者の方 3割
後期高齢者医療を受ける方のうち、一人でも一定の所得(市民税の課税所得が145万円)以上の方が同一世帯にいる方

★ただし、世帯の後期高齢者医療を受ける方の収入の合計額が次の基準額に満たない場合には、申請されますと負担割合が1割に変更されます。

①世帯に本人以外の後期高齢者医療の被保険者がいる場合 520万円

②世帯に本人以外の後期高齢者医療の被保険者がいない場合 次のいずれかの額
ア 被保険者本人の収入額 383万円

イ 世帯の70歳〜74歳の方(後期高齢者医療の被保険者の方を除く)を含めた収入額 520万円

一般の方

現役並み所得者の方、低所得Ⅰ・Ⅱのいずれにもあてはまらない方 1割

低所得Ⅱの方

同一世帯の世帯主及び世帯員全員が住民税非課税の方 1割

低所得Ⅰの方

同一世帯の世帯主及び世帯員全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる方

医療費が高額になったときは?

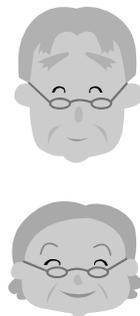
負担割合	所得区分	自己負担限度額(月)		
		外来のみ(個人ごと)	入院(+外来)(世帯ごと)	入院したときの食事代
3割	現役並み所得者(課税所得145万円以上等)	44,400円	80,100円 +医療費が267,000円を超えたときは、その超えた分の1%を加算(4回目以降は44,400円)	1食260円
			12,000円	44,400円
1割	住民税非課税世帯の方	8,000円	24,600円	90日までの入院 1食210円 過去12か月で90日を超える入院 1食160円
			15,000円	1食100円
			低所得Ⅱ	
	低所得Ⅰ			

1か月の医療費が自己負担限度額を超えたときは、超えた分があとから支給されます。
※該当した場合は、広域連合からお知らせ及び振込みがあります。(数か月かかります。)

※これまで「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方で8月1日以降も該当する場合は、新たな「限度額適用・標準負担額減額認定証」を郵送しておりますのでご確認ください。

問合せ 保険年金課(本庁舎)

「第10回市敬老会」開催と送迎バス申込みのご案内



「市敬老会」

とき 9月15日(祝)

受付 午前8時45分〜9時30分

開会 午前9時30分

ところ 春日公民館

※荒天の場合は中止します。
対象者 75歳以上(昭和14年12月31日以前出生者)の方

敬老会終了後、引き続き市ボランティア連絡協議会による「敬老愛ふれあいまつり」を開催します。ぜひご参加ください。

「送迎バス運行のご案内」

当日は送迎バスを運行します。で、利用を希望される方は次のとおりお申込みください。

バス発着場 本庁舎、西枇杷島庁舎及び清洲庁舎の3箇所

対象 9月15日(祝)の市敬老会に参加される方で、行き帰りのバスに乗り可能な方

「行き」バスの発車時間

本庁舎 午前8時15分
西枇杷島庁舎 午前8時30分
清洲庁舎 午前8時30分

「帰り」バスの発車時間

春日公民館を午前11時10分頃(市敬老会終了後)帰られる方対象)と午後1時15分頃(敬老愛ふれあいまつりに参加される方対象)に出発し、各発着場へお送りします。

定員 各発着場20名まで

申込期間 8月5日(火)〜29日(金)(各発着場の定員になり次第締め切ります。)

申込・問合せ 高齢福祉課(清洲庁舎)

日本赤十字社社資募集にご協力いただきありがとうございました



社資合計：6,275,865円

皆様からお寄せいただいた社資は、東海・東南海地震を想定した救護訓練や愛知県内における救護資機材の整備をはじめとした事業に活用する予定です。

今後とも、赤十字の活動にご理解とご支援をよろしくお願い致します。

■問合せ 社会福祉課(清洲庁舎)

平和への取り組み ～戦争の悲惨さ・平和の尊さを伝えよう～

●平和祈念式

過去の戦争によって亡くなられた方々を追悼するとともに未来の平和を願い、「清須市平和祈念式」を開催します。

と き 8月20日(水)

午前10時開始(午前11時30分終了予定)

ところ カルチバ新川 文化ホール



昨年の平和祈念式

●記帳所の設置

過去の戦争によって亡くなられた方々を追悼し、平和で安心して暮らせる社会の実現を願い、次のとおり記帳所を設置します。

と き 8月1日(金)～28日(木)

ところ ・本庁舎 1階ロビー ・西枇杷島庁舎 1階ロビー
・清洲庁舎 1階ロビー ・市立図書館 1階ギャラリー

※施設によって、開庁(館)日・時間が異なります。

■問合せ 社会福祉課(清洲庁舎)

●平和を願う折り鶴・習字作品展 ヒロシマ・ナガサキ原爆と人間展

平和月間に併せ、市内の小・中学校に通う児童及び生徒が“平和を願う折り鶴”を作りました。

また、小学6年生の児童が平和をテーマに書いた優秀習字作品と平和啓発ポスターの展示を行います。

と き 8月1日(金)～28日(木)

ところ 市立図書館



展示風景

●小学校児童平和推進派遣研修

市内小学校児童の代表者24名が、8月6日(水)の広島市の平和記念式典に参列し、核兵器の恐ろしさや戦争の悲惨さを知り、命の大切さと平和の尊さを学びます。

また、折り鶴の一部を持参し、平和記念公園の「原爆の子の像」に捧げます。

●原爆投下時刻には黙とうを

今からさかのぼること69年、世界ではじめて原子爆弾が広島に投下されました。8月6日午前8時15分(広島)と、8月9日午前11時2分(長崎)には、原爆死没者のめい福と世界恒久平和の実現を祈り、1分間の黙とうを捧げましょう。

■問合せ 生涯学習課(清洲市民センター)

清洲総合福祉センター 臨時休館のお知らせ



清洲総合福祉センターを快適にご利用いただくため、設備点検・施設内清掃を行いますので、次の期間を臨時休館とさせていただきます。ご理解とご協力をお願いします。

休館期間 8月12日(火)～15日(金)

■問合せ 社会福祉課(清洲庁舎)

清洲城信長まつり時代行列の 「信長公」役募集のお知らせ

清洲城信長まつり(10月12日開催 ※従来の清洲城ふるさとまつり)の時代行列の主演「信長公」役を募集します。市内にお住まい、お勤めで16歳以上の方(男女不問)が対象です。詳しくは、市観光協会ホームページをご覧ください。

応募方法 市観光協会HPに掲載の応募用紙に必要事項を記載し、市観光協会へ提出ください。

応募締切 9月10日(水)

■問合せ 市観光協会事務局(産業課[本庁舎]内)

工事のお知らせ

次の場所で下水道工事を行います。
工事に伴い、交通規制などでご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

- 1 工事名 公共下水道污水管整備工事(26-1)
- 2 工事場所 廻間二丁目地内
- 3 工事期間 平成27年3月27日完了予定

- 1 工事名 公共下水道污水管整備工事(26-2)
- 2 工事場所 西市場五丁目地内外
- 3 工事期間 平成27年3月27日完了予定

■問合せ 上下水道課(西枇杷島庁舎)



6月議会定例会

■問合せ 議事調査課(本庁舎)

清須市交通安全条例の一部を改正する条例案など5議案を可決

6月議会定例会は、6月6日から23日までの18日間の会期で開かれました。初日に市長提出議案の上程・説明があり、提出案件のうち、公平委員会委員の選任の同意案及び人権擁護委員候補者の推薦については即日採決等の結果、全員賛成で可決されました。その他の議案については、13日に質疑が行われた後、各所管の常任委員会に付託されました。最終日には、それぞれの常任委員会の審査結果が委員長から報告され、採決の結果、全議案が原案どおり可決されました。

可決された議案

- ◆清須市交通安全条例の一部を改正する条例案
飲酒運転を根絶するとともに、高齢者の交通事故を防止する。
- ◆清須市児童遊園及びちびっこ広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
旗本ちびっこ広場を廃止する。
- ◆清須市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例案
新学校給食センターの供用開始に伴い、新学校給食センターを位置付け、既存の各学校給食センターを廃止する。
- ◆清須市公民館の設置及び管理に関する条例及び清須市体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
本庁舎周辺施設の整理に伴い、清須市新川公民館及び清須市新川体育館を廃止する。
- ◆清須市新川ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例案
本庁舎周辺施設の整理に伴い、清須市新川ふれあいセンターを廃止する。



同意案件

- ◆公平委員会委員の選任について
地方公務員法第9条の2第2項の規定により、公平委員会委員を選任する。
山田 富士雄 氏

諮問案件

- ◆人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員候補者を推薦する。
奥田 照明 氏

報告案件

- ◆平成25年度清須市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- ◆平成25年度清須市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- ◆尾張土地開発公社平成26年度事業計画及び予算に関する書類について

ごみの不法投棄はやめましょう!!



ごみを無断で捨てたり、指定された場所や日時に出さないと不法投棄となり法律により罰せられます。

ごみの不法投棄は、まちや自然の景観を悪くするばかりでなく環境破壊にもつながり、周辺住民にも多大な迷惑をかけることになるので絶対にしないでください。

暴風警報発令の場合は『ごみ回収』は全て中止です

台風が接近すると「暴風警報」が発令される場合がありますが、この暴風警報が午前7時の時点で発令されている場合は、当日のごみ回収は全て中止となります。

通常、可燃ごみ、不燃ごみ及びプラスチックごみは、指定日の午前8時までに出していただいておりますが、これらのごみ回収は全て中止となります。

なお、資源回収は前日に回収容器の準備をする地区がありますので、台風の接近状況により中止の判断を前日にします。中止になった場合の予備日はございませんので、最寄りの資源ステーションをご利用ください。



資源物の持ち去りは禁止されています



- 地区指定集積所に出された資源物の所有権は、市にあります。
- 市及び市から許可を受けた方以外の者による資源物の収集運搬は禁止されています。
- 上記の違反者に対し、市は持ち去りをしないように命令することができます。



《持ち去り行為を見かけたら》

資源物を持ち去っている者を見かけた場合は、日時、場所、資源物の種類、車のナンバー等わかる範囲で結構ですので、生活環境課(本庁舎)までご連絡ください。



《地区指定集積所の利用者の皆様へ》

資源集積所を利用される皆様は、集積所への持ち込み時間を順守し、現場管理をしていただくなど持ち去り防止対策にご協力をお願いします。

■問合せ 生活環境課(本庁舎)

資源ステーション(新川体育館東側)変更のお知らせ

■問合せ 生活環境課(本庁舎)

現在、新川体育館東側で行っている資源ステーション(毎週金曜日)が平成26年8月から新川ふれあい防災センター(所在地：清須市中河原10番地)西側になります。

ご理解とご協力をお願いします。



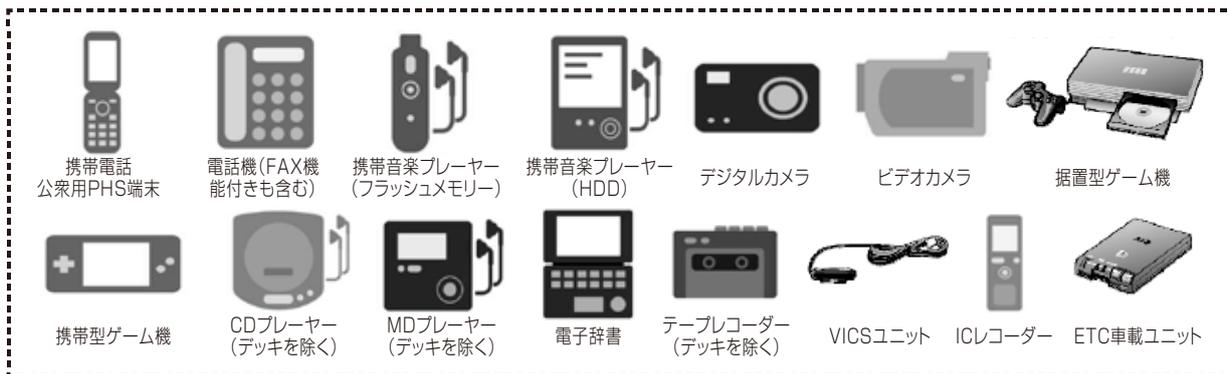
使用済み小型家電品の回収が全庁舎で実施されます!

■問合せ 生活環境課(本庁舎)

これまで清洲資源ステーション(清洲庁舎 駐車場内)のみでの回収でしたが、平成26年9月から本庁舎、西枇杷島庁舎及び春日支所でも回収を行います。ご家庭で不要になった小型家電(下記の対象品目に限る)の回収にご協力ください。

こんな小型家電を回収します! (※特定対象品目推奨品)

- 携帯電話
 - 公衆用PHS端末
 - CDプレーヤー(デッキを除く)
 - MDプレーヤー(デッキを除く)
 - テープレコーダー(デッキを除く)
 - ICレコーダー
- 電話機(FAX機能付きも含む)
 - 携帯音楽プレーヤー(フラッシュメモリー)
 - 携帯音楽プレーヤー(HDD)
 - 据置型ゲーム機
 - 携帯型ゲーム機
 - 電子辞書
- デジタルカメラ
 - ビデオカメラ
 - VICSユニット
 - ETC車載ユニット



回収方法はとっても簡単!

◆回収日と回収場所

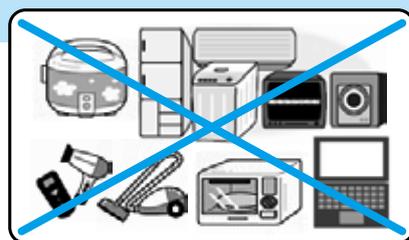
- ・清洲資源ステーション(清洲庁舎 駐車場内) 毎日回収(年末年始を除く) 午前9時から午後4時まで
- ・本庁舎、西枇杷島庁舎及び春日支所 平日のみ回収(年末年始を除く) 午前8時30分から午後5時15分まで

◆出し方

- ・各箇所に設置してある「専用回収箱」に入れてください。
- ・回収対象品目については、表面の「特定対象品目推奨品」に限ります。(投入口30センチ×15センチに入るもの)
- ・一度専用回収箱へ入れた小型家電は、取り出すことができません。
- ・個人情報が含まれる場合は、個人情報を消去してから「専用回収箱」へ出してください。
- ・電池(充電式バッテリー)・メモリーカード類は抜き取り、別途処分してください。また充電池内蔵式の小型家電は放電してから出してください。
- ※電池(充電式バッテリー)は回収できません。

注意! 次のものの回収は従来どおりです

- 家電リサイクル法の対象品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機) 購入店等に依頼してください。
- パソコン 購入店等に依頼してください。
- ドライヤー、電気かみそり 不燃ごみでお出してください。
- 空気清浄機 不燃ごみでお出してください。(一辺が50センチ以上は粗大ごみ)
- 電気掃除機、炊飯器、電子レンジ 粗大ごみでお出してください。
- 小型充電式電池 家電販売店などの回収ボックスにお出してください。



今月のエコチャレンジ

『シャワーの湯 こまめに止めて 汗流そう』



給湯は、家庭から出る二酸化炭素の約14パーセントを占めます。1分間シャワーを流しっぱなしにすると12リットルのお湯を無駄にします。不必要に流したままにしないようにしましょう。家族3人が毎日1分間シャワーを短縮すれば、年間約87キログラムの二酸化炭素削減が可能です。(ガス代と水道代で約9,500円の節約)

【出典:エコチャレ手帳2014(愛知県)】 ■問合せ 生活環境課(本庁舎)